

ののいち環境きくばり住宅 適合証交付基準

ののいち環境きくばり住宅適合証交付要綱（令和 6 年野々市市告示第 33 号）第 3 条第 3 号の別表で定める基準は次のとおりとする。

第 1 断熱等性能等級	…2
第 2 緑化基準	…3
第 3 雨水浸透ます設置基準	…6
第 4 敷地面積基準等	…12

第 1 断熱等性能等級

断熱等性能等級 6 以上の省エネ性能を有すること

※断熱等性能等級：日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）

で定める断熱等性能等級をいう。

※適合証の申請時に、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）による認証や、設計住宅性能評価書にて、客観的資料により示すこと。

※建築物省エネ法に基づく自己評価ラベルは客観的資料とはみなさない。

写真撮影について

- ・ 黒板（電子可）に工事名を明記してください。
- ・ 天井：施工面が分かるもの（1 枚以上）を撮影してください。
- ・ 外壁：充填・内張り工法の場合は、室内から該当する外壁面（1 枚以上）を撮影してください。外張り工法の場合は、室外から該当する外壁面（1 枚以上）を撮影してください。
- ・ 床：該当する床面（1 枚以上）を撮影してください。
- ・ 仕様が変わる場合には、仕様ごとに 1 枚以上の写真を撮影してください。
- ・ 写真は工事完了報告書に添付し提出してください。

※施工面の写真は、断熱材に製品名称・仕様などの記載がある場合には、その部分も撮影する

※建設住宅性能評価書を取得している場合には、その写しの提出をもって写真に代えることができます

第2 緑化基準

1. 道路境界から7メートル以内の範囲において、敷地面積の3%以上の緑地を整備することとし、緑地の面積の算定にあたっては下表のとおりとする。

緑 地		基 準	緑地面積
緑地帯		芝等の地被植物で覆われていること	実際に地被植物で覆われている部分の水平投影面積
		【地被植物】 芝草類（日本芝）、草本類（タマリユウ）、シダ類（イワヒバ）など	
花壇		地植え花壇とし、観賞植物を植栽すること。 花壇を縁取るレンガ等は、耐久性があり容易に動かすことのできないものであること。 地植え部分の幅は40センチメートル以上であること。	植物が生育するための土壌部分の水平投影面積
樹木	高木	緑化時の樹高3m以上のもの	3.0㎡/本
	中木	緑化時の樹高1m以上3m未満のもの	1.5㎡/本
	低木	緑化時の樹高1m未満のもの	0.2㎡/本
野々市市生け垣等設置事業補助金交付要綱第5条に規定する生け垣等（生け垣、植樹帯又は花壇）			延長1m当り1㎡

2. 建築物（カーポート含む）の背後に配置されるもの及び土地に定着しない壁面緑化、プランター、鉢類若しくは人工芝などは、緑地面積に含めることができない。
3. 緑地整備にあたっては、家のシンボルとして、市の花木であるツバキの植栽を推奨する。
4. 敷地緑化の計画例（P4）を参考に計画図を作成する。
5. 敷地と道路の間にフェンス等を設ける場合は、注意点（P5）をご参照ください。

【敷地緑化の計画例 1】

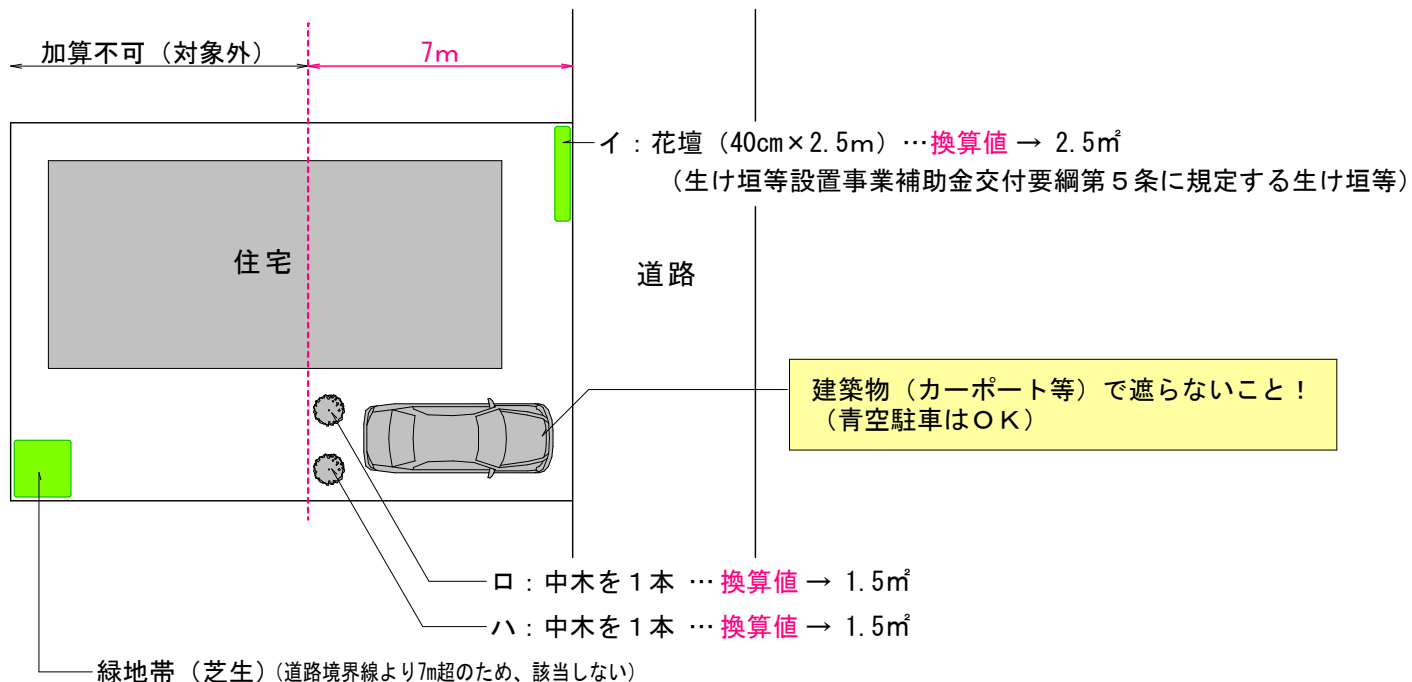
敷地面積 148.77㎡ (45坪) の場合

計画緑地面積 (B) ≥ 必要緑地面積 (A)

必要緑地面積 (A) = 148.77㎡ (45坪) × 3% → 4.46㎡ (1.35坪)

計画緑地面積 (B) = イ + ロ + ハ = 5.5㎡ (下図)

(A) < (B) … OK



【敷地緑化の計画例 2】

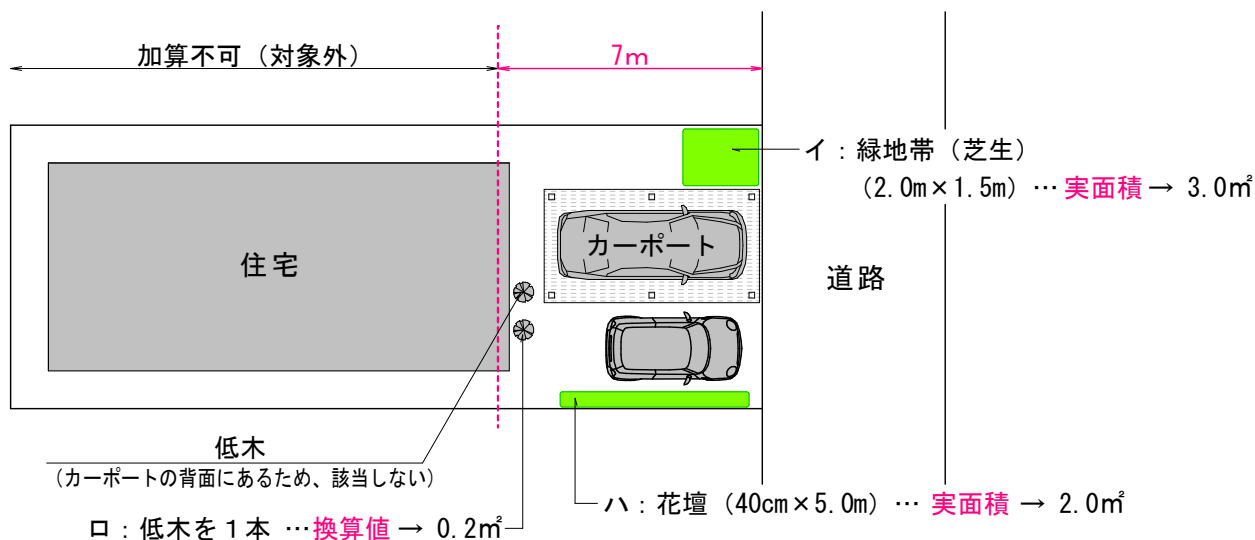
敷地面積 148.77㎡ (45坪) の場合

計画緑地面積 (B) ≥ 必要緑地面積 (A)

必要緑地面積 (A) = 148.77㎡ (45坪) × 3% → 4.46㎡ (1.35坪)

計画緑地面積 (B) = イ + ロ + ハ = 5.2㎡ (下図)

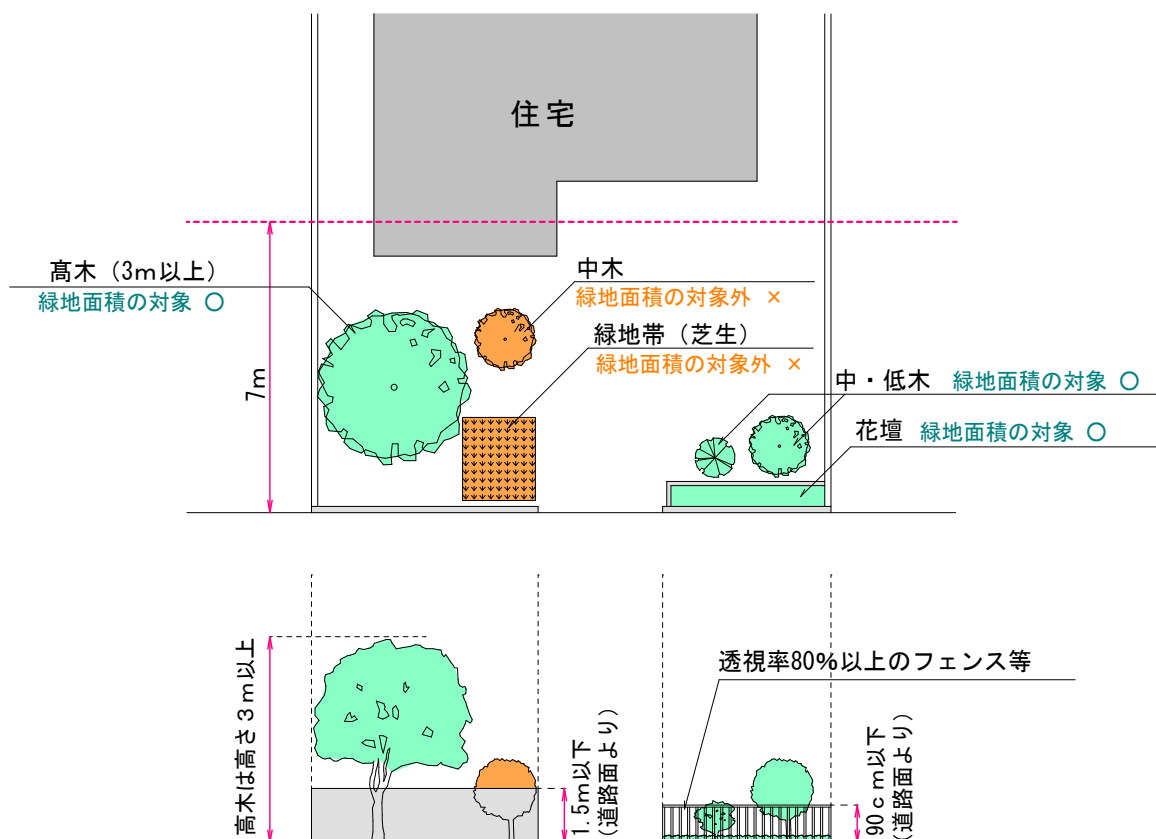
(A) < (B) … OK



※申請図は、上図を参考に作成してください。

敷地と道路の間にフェンス等を設ける場合の注意点

前面道路からフェンス等でさえぎられた植栽等は、
緑地面積（敷地面積の3％）に含めることができません。
ただし、次のケースにおいては、緑地面積に含めることができます。



高木の前には、高さ1.5m以下の
目かくしフェンス等を
設けることができます。

花壇、緑地帯、中・低木の
前面には、高さ90cm以下で、
透視率80%以上のフェンス等を
設けることができます。

※透視率：見付面積に対する透視可能な
部分の面積の割合

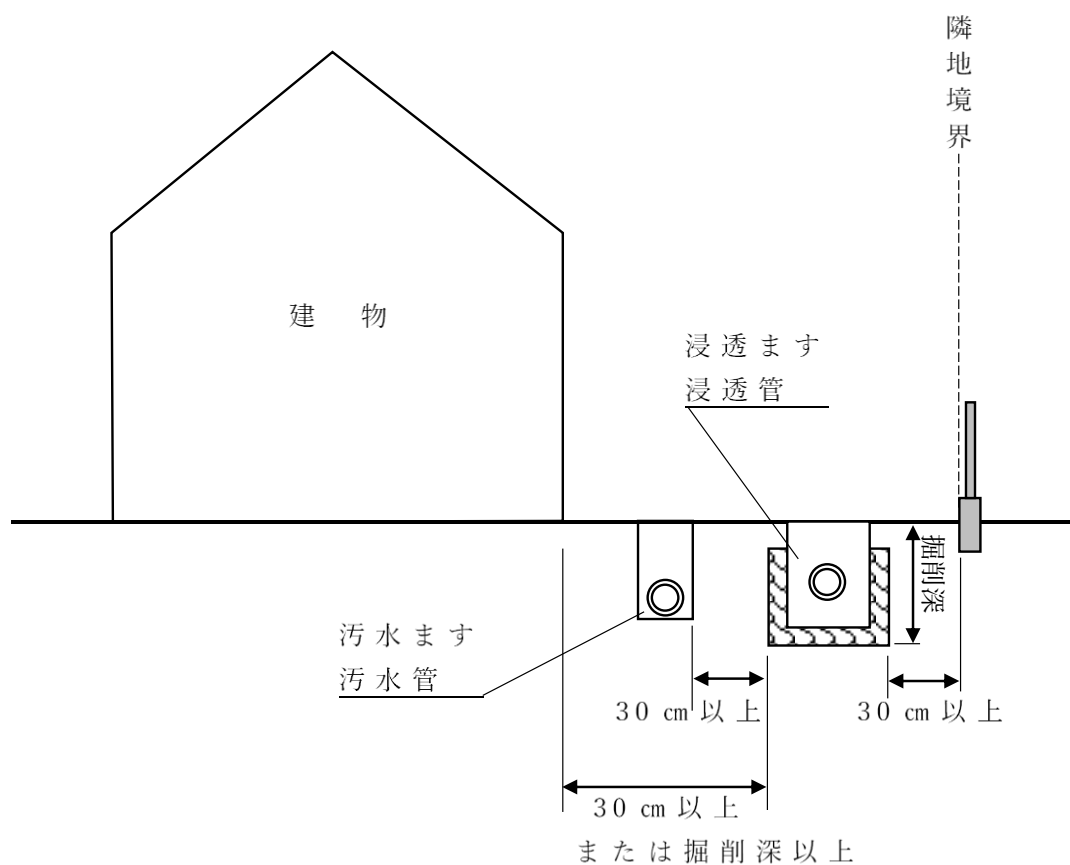
第3 雨水浸透ます設置基準

※「野々市市雨水浸透施設等設置及び管理に関する基準」
「雨水浸透施設等の設計・施工資料」の抜粋を含む

1. 設置基準

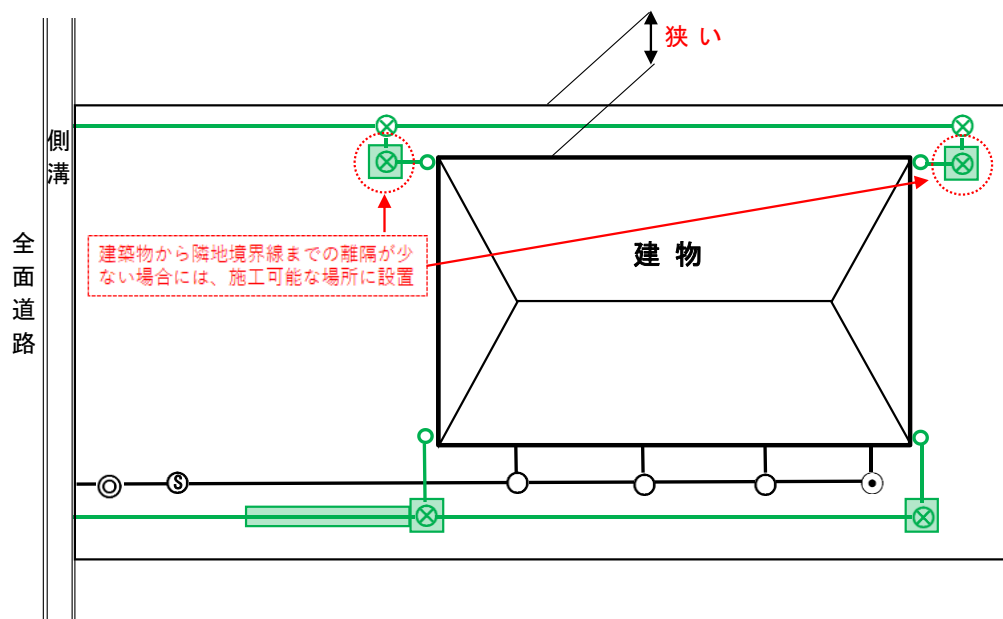
- ・雨水浸透ますは、口径又は内法 150 ミリメートル以上のものを使用すること。
- ・雨水浸透ますのふたは、原則として格子状のものを使用すること。
- ・雨水浸透管の流入側に、雨水浸透ますを設置すること。
- ・必要に応じ、ごみ等による目詰まりを防止するための装置を設置すること。

2. 構造物との離隔図

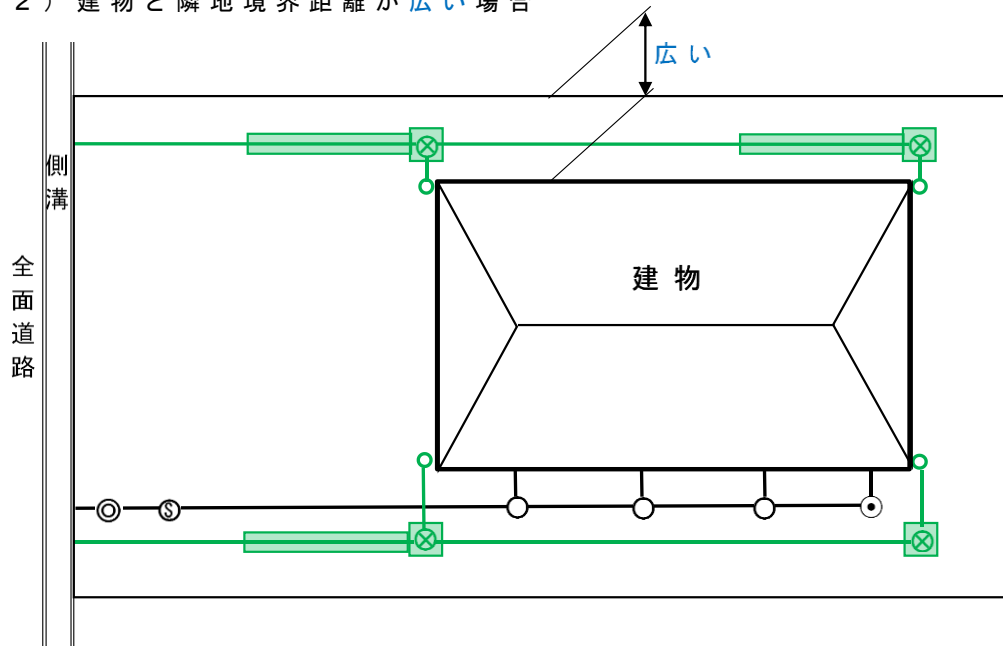


3. 宅地における設置例

(1) 建物と隣地境界距離が狭い場合



(2) 建物と隣地境界距離が広い場合



凡 例					
◎	公共ます	⊗	雨水ます	—	汚水管
⊙	溜めます	⊗	浸透ます	—	雨水管
○	汚水ます	○	雨どい	—	トレンチ管 (浸透管)
⊖	段差ます				

4. 雨水浸透ます等の口径について

雨水浸透ます等の望ましい口径を以下のとおりとします。ただし、離隔等の設置条件を満たす必要があります。

- ・下表のとおり屋根面積に対応した口径とする。
(※雨水浸透施設標準構造図【参考図】による場合)

雨水浸透ます 1 基当たり 屋根面積 (m ²)	雨水浸透ますの口径 (mm)				
	φ 150	φ 200	φ 250	φ 300	φ 350
	～35	～40	～45	～50	～60

離隔等の設置条件を満たす場合は、できるだけ大きな口径が望ましい。

- ・雨水浸透管の口径について
(※雨水浸透施設標準構造図【参考図】による場合)

雨水浸透管 1 m 当たり 屋根面積 (m ²)	雨水浸透管の口径 (mm)				
	φ 75	φ 100	φ 125	φ 150	φ 200
	～19	～20	～21	～22	～24

【添付図書及び記載事項】

1. 他の構造物（污水管等）との離隔距離を明示する
2. 浸透ますは口径を図示し、浸透ますごとの対象屋根面積を明示する
3. 「雨水浸透施設標準構造図」を添付し、選定した浸透ます口径を明示する
4. 「雨水浸透ます・浸透管の設置（エクセル）」を添付し、判定が OK を確認する

5. 施工方法及び手順

- ①掘削は、浸透に必要な大きさとし、余堀りは行わない。
 - ア シャベル等で掘削する場合、地山斜面を剥ぐように掘り、浸透面が平滑にならないように仕上げる。
 - イ 浸透面は締め固めない。
 - ウ 機械掘削の場合も、側面、底面はスコップ等を用いて人力で整形する。
- ②掘削後、直ちに敷砂工を行う。ただし、浸透対象地盤が砂レキの場合には敷砂は行わない。
 - ア 床付け面は踏み固めない。そのため、掘削完了後、ただちに遮断層用の砂を敷
 - イ 敷き砂は足で軽く締め固める程度とし、タンパ等の機械での転圧を行わない。
- ③透水性シートを浸透面（掘削面）全体に敷く。
- ④底部に単粒度碎石（4号20～30mm）または（5号13～20mm）を入れる。
- ⑤浸透ます等を据え付ける。
- ⑥周囲に単粒度碎石を入れる。
 - ア 単粒度碎石の転圧は、沈下や陥没防止のためある程度やむを得ないが、碎石部分の透水能力や貯留量に影響するため、転圧の回数や方法に十分配慮する。
- ⑦透水シートで単粒度碎石の上面を覆う。
 - ア 浸透ます等の目詰まりを防止するため、周囲の土が単粒度碎石上に落ちないように透水シートを設置する。
- ⑧埋め戻しする。
 - ア 埋め戻し土の転圧は、タンパ等で十分締め固める。なお、単粒度碎石のかみ合わせ等による初期沈下が起きる恐れがあるため、埋め戻し後1～2日は注意する必要がある。
 - イ 掘削及び埋め戻し時に、土砂、埋め戻し土などが浸透ます等の単粒度碎石部に入らないように十分注意して施工する。
- ⑨必要に応じて、浸透ます等に目詰まり防止対策を講ずる。
- ⑩残土処分をする。
- ⑪清掃、片付けを行う。
 - ア 施工中、浸透施設内に土砂が流入しないように、仮蓋をしておくなど配慮する
 - イ 浸透ます等の近くで一般工事を行う場合はシートを敷くなどして、残土や廃液等が浸透ますに入り込まないように注意する。
 - ウ 施工完了後、浸透ます等の清掃を行う。
- ⑫雨水浸透ますの碎石代替製品についてはメーカーが指定する施工方法に従う。

6. 写真撮影について

※黒板には工事名を明記すること

(1) 雨水浸透ます等の写真撮影

ア 着工前

イ 施工中

- ・掘削完了（地表から掘削底部までの深さ検尺）
- ・敷き砂工
- ・透水性シート敷き
- ・単粒度碎石投入（雨水浸透ます等の設置前）
- ・雨水浸透ます等の設置
- ・単粒度碎石投入（雨水浸透ます等の設置後）
- ・埋戻し前（透水性シートで単粒度碎石の上面を覆った状況の写真）
- ・埋戻し（中間）

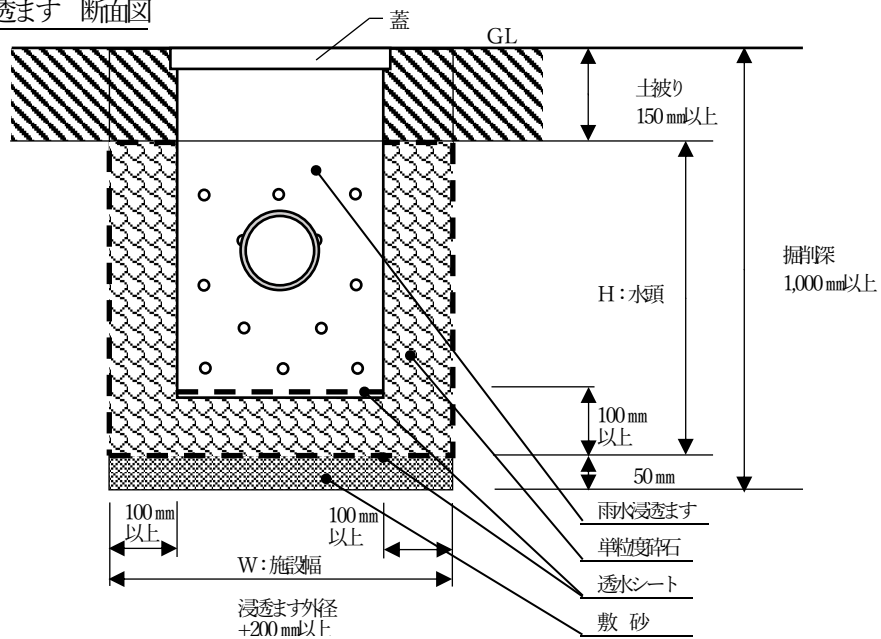
ウ 完成後

エ 完成後（雨水浸透ますの内部）

オ 材料検収

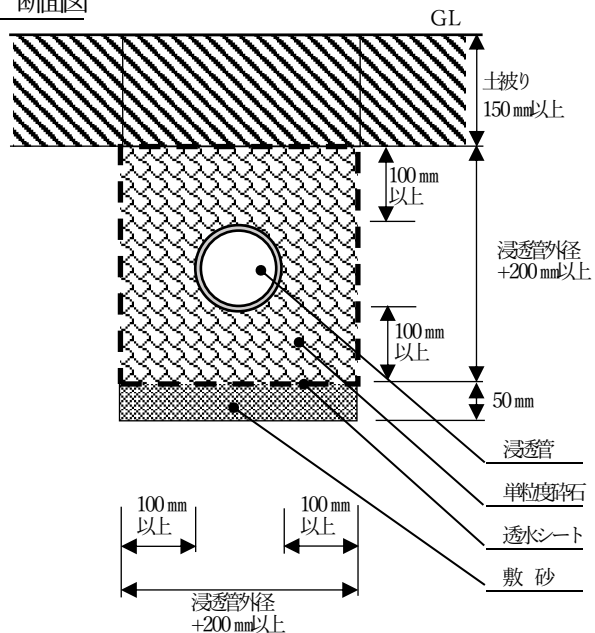
＜雨水浸透施設標準構造図＞【参考図】

雨水浸透ます 断面図



浸透枘口径	φ150	φ200	φ250	φ300	φ350
H：水 頭	600mm	600mm	650mm	650mm	650mm
W：施設幅	400mm	500mm	500mm	600mm	700mm

雨水浸透管 断面図



【参考】最小値

浸透管口径	φ75	φ100	φ125	φ150	φ200
H：碎石高さ	289mm	314mm	340mm	365mm	416mm
W：碎石幅	289mm	314mm	340mm	365mm	416mm

第4 敷地面積基準等

次の全ての基準に適合すること。

1. 敷地の最低面積

敷地面積が148.77平方メートル以上（用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）が第一種低層住居専用地域及び市街化調整区域にあっては、165平方メートル以上）であること。

2. 隣地からのセットバック

用途地域が近隣商業地域以外の地域においては、住宅の外壁又はこれに代わる柱の面（住宅の出窓のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積に算入しない部分を除く。）から敷地境界線（道路及び農道に面する部分を除く。）までの距離が1メートル以上（計画敷地が水路敷（管理堤を含む。）に面する場合にあっては、用途地域の指定内容にかかわらず、50センチメートル以上）であること。

3 道路の幅員

計画敷地の前面道路の幅員が4.84メートル未満の場合にあっては、前面道路の整備等について市との協議が調ったものであること。計画敷地が角地の場合にあっては、隅切りの整備等について市との協議が調ったものであること。

4. 押野1丁目地区、下林4丁目地区における建築基準

計画敷地が野々市市建築・開発指導要綱（平成24年野々市市告示第20号。以下「指導要綱」という。）第13条第10項に掲げる地区内の場合は、同号に定める建築基準に適合した計画であること。

5. 旧北国街道修景基準

計画敷地が指導要綱別図3に掲げるエリア内の場合は、指導要綱別紙3に掲げる修景基準に適合した計画であること。

6. 地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画（建築物の敷地、構造、建築設備、用途、形態及び意匠に係る制限に限る。）に適合するものであること。